

(企業名) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女活系）

令和11年度末までに女性の非正規職員を正規職員等へ5人以上転換させる。

取組内容

- 令和7年5月～ 転換希望無しの非正規女性職員からヒアリングを行ったうえで、職員配置の現状や雇用形態を把握し、女性職員が安定した雇用体系で働けるよう正規職員転換制度の要件等の見直しを行う。
- 令和7年10月～ 新たに定めた正規職員転換制度の周知を全職員対象に実施する。
- 令和8年1月～ 対象となる非正規女性職員に対し、個別に転換勧奨を行う。

目標2（両立系）

事務改善による業務の縮減及び超過勤務の縮減を図る。
（各月ごとの平均残業時間数を10時間以下にする。）

取組内容

- 令和7年6月～ 業務量や優先順位等を把握・確認し、事務の簡素化の促進及び業務の平準化を図る。
- 令和7年12月～ ミーティング等により職員間の業務情報等を共有し、個ではなく、チームで仕事に取り組む体制を構築する。
- 令和8年1月～ 管理職を中心に進捗状況をモニタリングし、業務改善の進行に遅れがある場合には、指導・見直しを行う。

目標 3（女活系）

女性職員の管理職（施設長級）への登用を積極的に推進し、令和 11 年度末までに現在の 2 名から 5 名以上とする。

取組内容

- 令和 7 年 7 月～ 女性管理職が育成されない理由等について、女性職員を対象にヒアリング調査を実施し、障壁・課題等を整理し、女性管理職育成計画を策定する。
- 令和 8 年 4 月～ 策定した計画に基づき、女性管理職候補者に管理職業務に係る内外の研修への参加・派遣及び実際に業務を経験する機会を提供する。
- 令和 9 年 1 月～ 施設長会議、経営会議などを通じて女性管理職候補者の育成計画の進捗状況を報告したうえで、人事権を有する役職者において登用の可否を決定する。

提出先

岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15

盛岡第 2 合同庁舎 5F